

柏市監査等の結果等取扱要領

制 定 令和 2 年 2 月 2 6 日

施 行 令和 2 年 4 月 1 日

1 趣旨

この要領は、柏市監査基準（平成 6 年 4 月 1 日制定）第 2 0 条及び 2 1 条、2 2 条の規定に係る、監査等の結果に関する報告の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 監査の結果に関する報告

前項の決定に当たっては、柏市監査等実施要領に定める監査の着眼点の各項目に照らし、違背する事実を次により区分し、処理するものとする。

(1) 結果の判断基準

監査の判断基準は、以下の表の通りとする。

区 分	判 断 の 基 準	処 理
指摘事項	(1) 故意又は過失により損害を与えたもの又はそのおそれがあるもの (2) 法令等に重大な違反があるもの (3) 不正な行為がなされたもの (4) 行為の結果が著しく不経済なもの (5) 行政効果が著しく低下しているもの (6) 現金取扱上の不備があるもの (7) 予算の目的に反しているもの (8) 収入確保に適切な措置を要するもの (9) 公金の支出に適正を欠くもの (10) 財産管理に適正を欠くもの (11) 契約事務に適正を欠くもの (12) 前回の注意事項で改善の努力を怠っているもの (13) 前各号のほか、監査委員が特に必要と認めるもの	監査の結果に関する報告書に詳細に記載し、公表及び市長等への報告を行う。 原則として 2 か月以内の措置状況の報告を求める。 市長等から措置を講じた旨の報告を受けた場合はこれを公表する。 (地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項)
注意事項	(1) 指摘事項とするには至らないが、妥当性に欠け、改善を要するもの (2) 軽易な又は定型的な誤りで、速やかに改善が可能なもの（監査執行までに改善されたものを含む）	監査の結果に関する報告書に簡潔に記載し、公表及び市長等への報告を行う。
口頭指導事項	指摘事項又は注意事項とするほどの違背ではないが、監査委員が必要と認めるもの。	監査実施中に、口頭により注意、指導する。

(2) 監査の報告に添える意見

前項の区分に該当しない事項のうち必要があると認める場合に、監査の結果に関する報告に添えて、意見を提出する。なお、意見に対する措置状況の報告は求めないが、市長等から措置を講じた旨の報告を受けた場合はこれを公表する。

(3) 監査の報告に係る勧告

当該報告について特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。勧告できる事項については以下の通りとする。

ア 監査の結果における指摘事項の中で、特に措置を講ずる必要があると認める事項。

イ 監査の結果において指摘事項とし、定める期間に措置状況の報告がなされないもの又は提出された当該措置が十分でない等、必要があると認める事項。

ウ 住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があると認めるときで、議会又は市長等に期間を示して必要な措置を講ずべき事項。

3 検査の結果に関する報告

第1項の決定に当たっては、柏市監査等実施要領に定める検査の着眼点の各項目に照らし、現金の出納事務が正確に行われているかを報告する。

4 審査意見の提出

第1項の決定に当たっては、柏市監査等実施要領に定める審査の着眼点の各項目に照らし、関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか等の意見を提出する。なお、審査意見に対する措置状況の報告は求めないが、市長等から措置を講じた旨の報告を受けた場合はこれを公表する。

5 監査委員の合議

基準第4条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に定める監査の結果に関する報告において、各監査委員の意見が一致せず合議により決定することができない事項がある場合は、報告等に各監査委員の意見内容を記載する。表記方法等は、適宜監査委員会議（柏市監査委員規程第10条に定める会議）にて決定する。その他の監査等については合議によって決定する。

6 監査の結果に関する報告の措置に関する弁明及び見解の聴取

監査の結果に関する報告の公表から2か月を経ても措置状況の報告がない場合及び提出のあった措置状況の報告の内容に不明な点がある場合は、必要に応じ弁明、見解等を聴取する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(監査の結果等の取扱い要領の廃止)

2 監査の結果等の取扱い要領（平成14年4月1日制定）は、廃止する。